

25年度の保育所(園)の入所申請を受け付けます

●詳しくは
市役所児童福祉課児童福祉係(☎・内線1153)

各保育所(園)の実施予定事業など

施設名	定員	通常保育	乳児保育	延長保育	一時保育	休日保育	障がい児保育	受け入れ年齢
大更保育所	90人	○		○	○		○	1歳から
寺田保育所	60人	○			○		○	1歳から
松野保育所	100人	○	○	○	○		○	生後6カ月から
寄木保育所	60人	○			○		○	1歳から
柏台保育所	45人	○	○		○		○	生後6カ月から
あしろ保育所	60人	○	○	○	○		○	生後6カ月から
あしろ保育所畑分園	30人	○			○		○	3歳から
田山保育所	50人	○	○		○		○	生後6カ月から
東慈寺保育所	60人	○	○	○	○		○	生後6カ月から
杉の子保育園	60人	○		○	○		○	3歳から
森の子保育園	45人	○	○	○	○	○	○	生後8週から2歳まで
平舘保育園	90人	○	○	○	○	○	○	生後8週から

※乳児以外の児童は25年4月1日時点での年齢

25年度入所分の保育所(園)の入所申請を受け付けます。既に入所している園児は、別途、保育所を通じて書類を提出してもらうため、あらためて申請する必要はありません。

■受付期間 25年1月7日(月)から25日(金)まで ※申請用紙は、12月17日(月)から市役所児童福祉課、各総合支所地域振興課、田山支所窓口で配布します。

■入所資格 保護者や同居親族などが、次のいずれかの理由で保育ができない幼児

① 家庭外で仕事をしている。

② 家庭内で家事以外の仕事をしている。

③ 妊娠中、出産後間もない場合

④ 病気や心身に障がいがあるなどの場合

⑤ 病気の人や心身に障がいがある人などを看護・介護している。

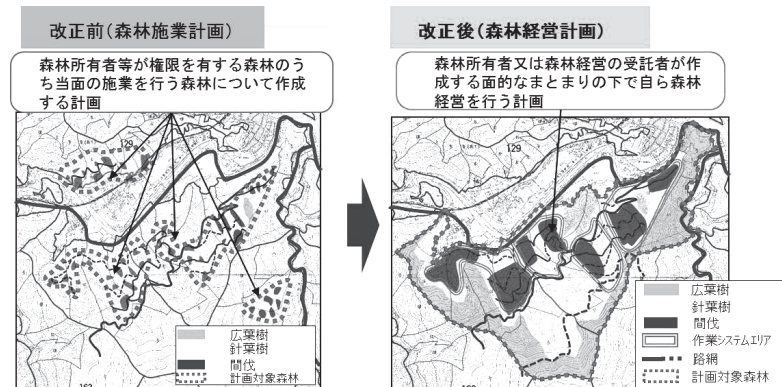
⑥ 火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育ができない。

⑦ 市長が認める①から⑥に類する事情がある場合

■注意事項 入園児が多いなどの理由で、新規の受け入れができない場合があります。

森林施業への助成制度 変更点を確認しましょう

●詳しくは
安代総合支所内、土木林業課林業係(☎・内線3142)



森林経営計画の内容

計画作成者	森林所有者または森林所有者から森林経営の委託を受けた者
対象森林	属地的計画 計画対象森林の面積が、林班または連担する複数林班の面積の2分の1以上を占めている。
	属人的計画 自ら所有する森林および森林経営の委託を受けたすべての森林(100ヘクタール以上)
主計画事項	森林経営の長期の方針 森林施業の計画(5年間) 作業路網その他の施設の設置および維持管理に関する事項など

24年4月1日から、従来の「森林施業計画制度」に代わり、新たに「森林経営計画制度」が創設されました。この制度により、まとまりのある区域(林班)などでの面的な整備を図る森林経営を行うことができます。

森林経営計画を作成すると、植栽、下刈り、間伐などの森林施業を行った際、直接支払いの支援を受けることができます。

計画は、5年間の森林施業を計画し、認定を受ける必要があります。なお、認定を受けるには、間伐の際の下限面積や、伐採の際の林齢および材積の上限などの条件が定められています。

詳しくは、上記土木林業課林業係、または盛岡広域振興局林務部林業振興課(☎019・6229・6612)まで。

安心な冬道のために 除雪作業に理解と協力を

●詳しくは
松尾総合支所内、建設課管理係(☎・内線2512)

住宅周辺、生活私道の排除雪サービス料金

屋根の雪降ろし	
1時間単価	2,100円
1日単価	16,800円

作業・機種		1時間単価
住宅排除雪運搬	2トﾝ車	6,825円
	4トﾝ車	8,400円
	10トﾝ車	11,550円
ホイールローダ(バケット使用)	小型	12,075円
	中型	14,700円
	大型	19,950円
ホイールドーザ(排土板使用)	小型	14,700円
	中型	19,950円
	大型	26,250円
乗用ロータリ	小型	15,225円
	中型	22,050円
	大型	43,050円
ハンドガイド式手押ロータリ	小型	9,975円

※料金はいずれも標準料金であり、地域や積雪の状況、難易度により変更になる場合があります。業者から事前に現地を確認してもらい、見積もりをもらってから依頼してください。

市は、冬の安全な交通を確保するため、市の管理する道路などの除雪をしています。

▼早朝から作業をします
朝の通勤・通学路を確保するため、早朝から除雪作業をします。作業による騒音への理解をお願いします。

▼除雪車に近づかないで
作業はセンターラインを越えて行うこともあります。作業中の除雪車に近づくことは危険なので、注意してください。

▼宅地内や周辺の除雪に協力を
除雪車を通った後、玄関先などに除雪しきれなかった雪が残ることがあります。宅地入口な

どは、各家庭で除雪するよう、ご協力ください(路面がでこぼこになるなど危険なので、雪は道路に絶対出さないでください)。

また、屋根からの落雪を防ぐための雪止めを設置しましょう。

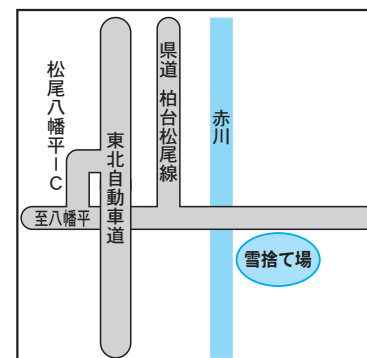
排除雪サービスを実施
市建設協同組合では、個人や事業所の皆さんを対象に、有料で屋根の雪降ろしや住宅周辺、私道などの除雪をするサービスを行っています。

■料金 左記を参照
■申し込み 市建設協同組合(☎70・2211)まで。

身近な雪捨て場を開放
市は、西根・松尾地区にそれぞれ指定の雪捨て場を開放しています。市内に住宅がある人であれば、誰でも利用できますので活用ください。

■雪捨て場 下の地図を参照
■利用時間
▽西根地区① 午前9時から午後4時まで(平成25年3月31日(日)まで)
▽松尾地区②・③ 午前8時から午後5時まで
※①の雪捨て場は、5トﾝ以上の車両は進入不可。チェーンなどの滑り止めをしてください。

③市道前森線敷地の赤川橋付近



②柏台二丁目緑地公園

